

29 土砂災害防止対策の充実について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進
- 2 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援

(要 旨)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。

このため、国におかれては、平成 11 年 6 月の豪雨災害を契機として、平成 13 年度より「広島西部山系」、平成 30 年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を促進していただいています。

近年、豪雨の頻発・激甚化等の自然災害のリスクが増大する中、土砂・洪水氾濫により、甚大かつ広範囲にわたる被害が増加しており、流域治水プロジェクトにおいても、砂防事業は主要な対策として位置付けられているところです。

こうした中、令和 3 年 8 月の大雨では、国が管理する複数の砂防堰堤が土石流を捕捉し、下流の住宅地への土砂・洪水氾濫等の被害を未然に防ぐとともに、甚大な被害を受けた地区において、迅速な判断の下、砂防堰堤の整備に着手いただきました。本市としても、引き続き国と一体となって、流路となる普通河川改修や災害情報の伝達、警戒避難体制の整備等に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、流域治水の趣旨の下、防災・減災、国土強靱化を図り、地域の安全・安心を確保するため、広島西部山系及び安芸南部山系における直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援

土砂災害警戒区域等は、平成 12 年に制定された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）及び平成 26 年の同法の一部改正に基づき、令和 2 年 3 月に広島県において本市を含む県域全ての区域が指定されました。

本市では、区域指定に合わせて、土砂災害ハザードマップの作成・周知や地域防災計画において避難場所・避難経路に関する事項等を定め、避難体制の充実・強化を図ってきましたが、人的被害を更に回避する上で土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する支援も必要であると考えています。

つきましては、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転・改修に対する税財政上の支援措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進について

事業主体	国（国土交通省）		
事業名	広島西部山系直轄砂防事業	安芸南部山系直轄砂防事業	
事業期間	平成 13 年度～	平成 30 年度～	
事業内容	土砂災害防止施設の整備		
関係市町	広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部）、廿日市市、大竹市	広島市（安芸区一部）、呉市、坂町	
事業費	令和 3 年度まで	約 846 億円	約 127 億円
	令和 4 年度	約 31 億円	約 24 億円

2 位置図



2 土砂災害特別警戒区域からの移転等に対する税財政上の支援

(1) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の融資（地すべり等関連住宅融資）の拡充（融資条件の緩和、利率の引下げ）

◎ 現行制度

<p>〔地すべり等関連住宅融資〕 移転勧告を受けた者に対し、一般融資に比べ低利で融資</p>	<p>〔融資条件〕 ① 市長の証明書、勧告書の写し ② 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内の申し込み ③ 居住室、台所、トイレが備えられている住宅など 【令和4年7月1日から7月31日までに融資の申込をされた方の適用利率 年0.85%等】</p>
--	---

(2) 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業）の充実（国補助率（1/2）の引上げ）

◎ 現行制度

<p>1 がけ地近接等危険住宅移転事業 がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援</p>	<p>〔補助対象限度額〕 ① 除却等費 97万5千円/戸 ② 建物助成費(借入金利子に相当する費用) 建物 465万円/戸 土地 206万円/戸 敷地造成 60万8千円/戸 計 731万8千円/戸</p>
<p>2 住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業 土砂災害特別警戒区域の既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう改修を支援</p>	<p>① 補助率：改修工事費の23% ② 補助対象限度額（改修工事費の上限）336万円 ③ 補助限度額77万2千円</p>

(3) 土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設

<p>所得税法の特別控除適用外譲渡所得に対する特別控除の創設 〔参考〕（所得税法第58条） 同一年内に譲渡する前の資産と規模、用途がほぼ同じくする資産を取得した場合には所得はなかったものとして扱う。</p>

(4) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

<p>〔特例措置の内容〕 【登録免許税】 所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記 1/2 軽減 【不動産取得税】 課税標準から 1/5 控除</p>
<p>〔特例措置の期間〕 令和3年4月1日～令和5年3月31日</p>